

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）
第 19 回締約国会議の結果を踏まえた種の保存法政令改正について
（全体スケジュール）

令和 4 年（2022 年）

- 11 月 14 日（月） ワシントン条約第 19 回締約国会議開催（パナマシティ（パナマ））
～11 月 25 日（金） 附属書改正提案を採択（11/25）
12 月上旬 ワシントン条約附属書 I（商業目的の国際取引を原則禁止）の改正内容を踏まえて、国際希少野生動植物種の追加・削除等を行うため、種の保存法政令改正にかかる手続きを開始
12 月 1 日（木）及 令和 4 年度希少野生動植物種専門家科学委員会（オンライン及び
び 19 日（月） 書面開催）
12 月 20 日（火） 政令改正パブリックコメント開始（30 日間）

令和 5 年（2023 年）

- 1 月 18 日（水） 政令改正パブリックコメント終了
1 月下旬 頃 閣議決定
2 月上旬 頃 官報掲載、公布
2 月 23 日（木） 施行（改正附属書発効と同日。締約国会議全体会合終了から 90 日後）

※政令の改正に併せて、個体識別措置の対象種を変更するため、省令改正を行う。このため、省令改正のパブリックコメントを令和 4 年 12 月 27 日（火）～令和 5 年 1 月 25 日（水）（30 日間）実施。政令と同日の令和 5 年 2 月 23 日（木）施行予定。

(令和 4 年 11 月 28 日報道発表)

ワシントン条約第 19 回締約国会議の結果概要について

1. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）第 19 回締約国会議が、2022 年 11 月 14 日から同年 11 月 25 日まで、パナマシティ（パナマ共和国）で開催されました。
2. この会議では、国際取引が規制される種を定めている附属書の改正が審議され、44 件の提案（うち陸棲動物は 30 件）が採択されたほか、附属書掲載種の取引と保全、他の生物多様性関連組織等との連携に関する決議等が採択されました。

■ 附属書改正の審議結果

44 件の附属書改正の提案（うち陸棲動物は 30 件）が採択されました。陸棲動物に関する主な附属書改正の審議結果は、以下のとおりです。

- (1) キガシラヒヨドリ (*Pycnonotus zeylanicus*)
附属書 II から附属書 I へ移行。ただし発効は改正附属書の採択より 12 ヶ月後。
- (2) アデレードアオジタトカゲ (*Tiliqua adelaidensis*)
附属書 III から附属書 I へ移行。
- (3) ニシキセタカガメ (*Batagur kachuga*)
附属書 II から附属書 I へ移行。
- (4) モエギハコガメ (*Cuora galbinifrons*)
附属書 II から附属書 I へ移行。
- (5) ドロガメ属全種 (*Kinosternon* spp.)
K. cora、*K. vogti* : 附属書 I に掲載。その他の種 : 附属書 II に掲載。
- (6) リーススッポン (*Nilssonina leithii*)
附属書 II から附属書 I へ移行。
- (7) ツノトカゲ属全種 (*Phrynosoma* spp.)
附属書 II に掲載。
- (8) アマガエルモドキ科全種 (*Centrolenidae* spp.)
附属書 II に掲載。

■ その他の審議結果

○ ゾウの取引について

生きているアフリカゾウ（附属書 II 掲載個体群）の取引に関して、受入先となる施設設備の評価方法及び取引が域内保全を促進するかどうかを判断する方法に関する 2 つの法的拘束力のないガイダンスが採択されました。

また、象牙については、国内市場を閉鎖していない締約国に対して、引き続き管理の取組について報告を求めること、任意拋出金等により外部資金が確保された場合には専門家グループにより象牙押収と合法国内市場の関係についての分析を検討すること等が決定されました。

○ 生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム (IPBES) との連携について

IPBES が作成した「野生種の持続可能な利用に関するテーマ別評価報告書」について動物委員会・植物委員会がレビューし、条約実施との関係を検討すること等が

決定されました。

■ 次回の締約国会議

次回締約国会議は、2025年（令和7年）開催されることが決定されました（開催地は未定）。

【参考】

1. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）の概要

(1) 目的

野生動植物の国際取引の規制を輸出国と輸入国とが協力して実施することにより、採取・捕獲を抑制して絶滅のおそれのある野生動植物の保護を図る。

(2) 条約の規制のしくみ

野生動植物の種を、その種の絶滅のおそれ及び取引がその種に与える影響の程度に応じて同条約附属書に掲載し、附属書掲載種について、国際取引の規制を行う。

① 附属書Ⅰ：絶滅のおそれのある種であって取引による影響を受けており、または受けることのあるもの。商業取引を原則禁止。

② 附属書Ⅱ：現在必ずしも絶滅のおそれのある種ではないが、取引を厳重に規制しなければ絶滅のおそれのある種となりうるもの。輸出国の許可を受けて商業取引を行うことが可能。

③ 附属書Ⅲ：いずれかの締約国が、自国内の種の保護のため、他の締約国の協力を必要とするもの。当該種を掲げた国と当該種について取引を行う場合、許可を受けて行う。

(3) 管理当局及び科学当局

条約の規定により、締約国は「許可書及び証明書を発給する権限を有する」管理当局と「種の保護の観点から許可書等の発給に関して管理当局に助言する」科学当局を指定することが義務付けられている。我が国の管理当局は経済産業省及び農林水産省であり、環境省が陸棲動物の科学当局、農林水産省が植物及び主な水棲動物の科学当局を務めている。

(関連情報)

ワシントン条約について（条約全文、附属書、締約国など）（経済産業省 Web サイト）
https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/06_washington/cites_about.html

2. 附属書の改正に伴う国内対応について

附属書の改正については、改正が採択される令和4年（2022）年11月25日から起算して90日目の令和5年（2023）年2月23日に効力が生ずる。新たに附属書Ⅰに掲載された種は、改正附属書の発効と同時に「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）」第4条に基づき国際希少野生動植物種に指定し、国内流通規制の対象とする予定。

※ 国際希少野生動植物種は、生死を問わず、個体（器官も含む。以下「個体等」という。）の譲渡し等（あげる、売る、貸す、もらう、買う、借りる）が

原則禁止される。ただし、規制適用前に取得した個体等については、個体等登録を行うことにより取引が可能となる場合がある。

(関連情報)

譲渡し等の規制及び手続きについて ワシントン条約と種の保存法（環境省 Web サイト）

<https://www.env.go.jp/nature/kisho/kisei/species/trade/index.html>

(令和 4 年 12 月 20 日報道発表 (改))

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令 (案) に対する意見募集 (パブリックコメント) について (国際希少野生動植物種の指定等)

1. 令和 4 年 11 月に開催された、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 (ワシントン条約) 第 19 回締約国会議において、ワシントン条約附属書が改正されたことを受け、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (平成 4 年法律第 75 号。以下、「種の保存法」という。) に基づく国際希少野生動植物種の指定等を行うため、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令 (平成 5 年政令第 17 号。以下「施行令」という。) の一部を改正する政令案を検討しています。
2. 本件について、広く国民の皆様から御意見をお聴きするため、令和 4 年 12 月 20 日 (火) から令和 5 年 1 月 18 日 (水) までの間、パブリックコメントを行います。

【添付資料】

- ・ 資料 1 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令案の概要 (国際希少野生動植物種の指定等)
- ・ 資料 2 意見募集要領

※ 添付資料は以下の URL から参照してください。

https://www.env.go.jp/press/press_00982.html

■ 概要

種の保存法では、国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種 (国内希少野生動植物種を除く。) を、施行令により国際希少野生動植物種として指定し、その譲渡し等の国内取引を規制しています。ワシントン条約において国際取引を特に厳重に規制する必要がある野生動植物種とされている附属書 I 掲載種については、取引規制の実効性を確保するため、種の保存法における国際希少野生動植物種として指定することとされています。

今般、ワシントン条約第 19 回締約国会議において附属書 I が改正されたこと等を踏まえ、*Equus hemionus luteus* (ゴビノロバ) 他 9 種 (亜種を含む) を国際希少野生動植物種として指定し、*Alouatta coibensis* (コイバホエザル) 他 4 種を国際希少野生動植物種から削除する等の施行令の一部改正を行います。

これらの案について、広く国民の皆様の御意見を募集するため、パブリックコメントを行います。

■ 意見募集の対象

資料 1 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令案の概要 (国際希少野生動植物種の指定等)

■ 意見募集要領

御意見のある方は、資料 2 「意見募集要領」に沿って御提出ください (資料 2 又は以下 URL 参照)。意見募集要領に沿っていない場合、無効となる場合がありますので御注

意ください。

なお、提出いただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

- e-Gov（電子政府の総合窓口）パブリックコメント実施ページ
<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195220053&Mode=0>

※ 国際希少野生動植物種の指定の概要等については、令和4年度希少野生動植物種専門家科学委員会資料（以下 URL）を御参照ください。

【希少野生動植物種専門家科学委員会】

https://www.env.go.jp/nature/kisho/kagaku/post_113.html

- ・ 令和4年度希少野生動植物種専門家科学委員会資料
- ・ 令和4年度希少野生動植物種専門家科学委員会（書面開催）資料

【参考】国際希少野生動植物種

国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物種（国内希少野生動植物種を除く。）であって、政令で定めるもの。ワシントン条約附属書Ⅰ掲載種（我が国が留保している種を除く。）及び渡り鳥等保護条約に基づき相手国から通報のあった種を指定。

資料 1

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令案の概要（国際希少野生動植物種の指定等）

1. 改正の背景

- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）では、国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種（国内希少野生動植物種を除く。）を絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成5年政令第17号。以下、「施行令」という。）により国際希少野生動植物種として指定し、その譲渡し等について規制している。
- 令和4年11月、パナマシティ（パナマ）において、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」（ワシントン条約）第19回締約国会議が開催され、ワシントン条約の附属書が改正（令和5年2月23日発効）されたことに伴い、施行令を改正し、国際希少野生動植物種の追加及び削除等を行うこととする。
- また、先般の附属書改正（令和元年11月26日発効）以降に、附属書に記載されている種について、分類に関する知見の蓄積に合わせて、種の学名変更等がなされたことから、附属書に準じて指定されている国際希少野生動植物種の分類、学名及び和名を見直すとともに、施行令別表について必要な修正を行うこととする。

2. 改正の概要

- 国際希少野生動植物種の追加及び削除等（施行令別表第2の表2、施行令別表第5、施行令別表第7関係）

ワシントン条約附属書Iの改正及び分類に関する知見の蓄積を踏まえ、施行令を以下のとおり改正することとする（別紙1参照）。

 - ① 新たに附属書Iに掲載された9種（亜種を含む。）を国際希少野生動植物種として追加し（表1）、附属書Iから削除された4種を国際希少野生動植物種から削除する（表3）とともに、10種の国際希少野生動植物種について分類、種名等を変更する（表2）。
 - ② だるま科の甲及び甲製品を、譲渡し等に係る規制を適用する器官及び加工品に追加する（表4）。
 - ③ 附属書Iに掲載されている種のうち、附属書Iから削除される一部の地域個体群（2種）については商業目的での取引が可能となるが、同種の附属書Iの個体群と判別するために、当該種を国際希少野生動植物種として存置しつつ、当該地域個体群を登録対象個体群（施行令別表第7）に追加し、個体等登録の対象とする（施行令第8条第3号ハ）ことで、譲渡し等の禁止の対象から除外する（表5）。

3. 施行期日

令和5年2月23日 施行（予定）

4. その他

そのほか、罰則に関する経過措置を置く。

(別紙 1)

表 1 今回追加する国際希少野生動植物種一覧 (施行令別表第 2 の表 2 関係)

	科名	種名 (学名)	種名 (和名)	備考
1)	うま科	<i>Equus hemionus luteus</i>	(ゴビノロバ)	<i>Equus hemionus hemionus</i> (モウコノロバ) からの分離独立であるため、適用日は昭和55年11月4日とする。
2)	ひと科	<i>Pongo tapanuliensis</i>	(タパヌリオランウータン)	<i>Pongo abelii</i> (スマトラオランウータン) からの分離独立であるため、適用日は昭和55年11月4日とする。
3)	ひよどり科 ※ 新規	<i>Pycnonotus zeylanicus</i>	(キガシラヒヨドリ)	会議終了から12か月後に附属書Iに掲載されるため、適用日は令和5年11月25日とする。
4)	とかげ科 ※ 新規	<i>Tiliqua adelaidensis</i>	(アデレードアオジタトカゲ)	
5)	いしがめ科	<i>Batagur kachuga</i>	(ニシキセタカガメ)	
6)	いしがめ科	<i>Cuora galbinifrons</i>	(モエギハコガメ)	
7)	どろがめ科 ※ 新規	<i>Kinosternon cora</i>	(キノステルノン・コラ)	
8)	どろがめ科 ※ 新規	<i>Kinosternon vogti</i>	(キノステルノン・ヴォグティ)	
9)	すっぽん科	<i>Nilssonina leithii</i>	(リーススッポン)	

※ ワシントン条約附属書と同様に、目以下の分類 (科、種等) については学名のアルファベット順に配列。

表 2 今回学名及び和名が変更となる国際希少野生動植物種一覧 (施行令別表第 2 の表 2 関係)

	科名	種名 (学名)	種名 (和名)	備考
1)	いたち科	<u><i>Aonyx cinerea</i></u>	(コツメカワウソ)	変更前
		<u><i>Aonyx cinereus</i></u>	(コツメカワウソ)	変更後
2)	たか科	<u><i>Chondrohierax uncinatus wilsonii</i></u>	(キューバカギハシトビ)	変更前
		<u><i>Chondrohierax wilsonii</i></u>	(キューバカギハシトビ)	変更後
3)	つる科	<u><i>Grus canadensis nesiotis</i></u>	(キューバカナダヅル)	変更前
		<u><i>Antigone canadensis nesiotis</i></u>	(キューバカナダヅル)	変更後
4)	いんこ科	<u><i>Psephotus dissimilis</i></u>	(ヒスイインコ)	変更前
		<u><i>Psephotellus dissimilis</i></u>	(ヒスイインコ)	変更後
5)	いんこ科	<u><i>Psephotus pulcherrimus</i></u>	(ゴクラクインコ)	変更前
		<u><i>Psephotellus pulcherrimus</i></u>	(ゴクラクインコ)	変更後
6)	ボア科	<u><i>Epicrates monensis</i></u>	(モナボア)	変更前
		<u><i>Chilabothrus monensis</i></u>	(モナボア)	変更後
7)	ボア科	<u><i>Epicrates subflavus</i></u>	(ジャマイカボア)	変更前
		<u><i>Chilabothrus subflavus</i></u>	(ジャマイカボア)	変更後
8)	にしきへび科	<u><i>Python molurus molurus</i></u>	(インドニシキヘビ)	変更前
		<u><i>Python molurus</i></u>	(インドニシキヘビ)	変更後
9)	ひきがえる科	<u><i>Amietophrynus channingi</i></u>	(アミエトフリユス・カンニンギ)	変更前
		<u><i>Sclerophrys channingi</i></u>	(スクレロフリユス・カンニンギ)	変更後
10)	ひきがえる科	<u><i>Amietophrynus superciliaris</i></u>	(カメルーンヒキガエル)	変更前
		<u><i>Sclerophrys superciliaris</i></u>	(カメルーンヒキガエル)	変更後

※ 下線は今回の変更部分を示す。

表3 今回削除する国際希少野生動植物種一覧（施行令別表第2の表2関係）

	科名	種名（学名）	種名（和名）
1)	アテリダエ科	<i>Alouatta coibensis</i>	(コイバホエザル) ※1
2)	りす科	<i>Cynomys mexicanus</i>	(メキシコプレーリードッグ)
3)	はやぶさ科	<i>Falco pelegrinoides</i>	(アカエリハヤブサ) ※2
4)	ボア科	<i>Epicrates inornatus</i>	(バヴァチボア)

※1 *Alouatta coibensis* (コイバホエザル) は国際希少野生動植物種 *Alouatta palliata* (マントホエザル) に統合された。

※2 *Falco pelegrinoides* (アカエリハヤブサ) は国際希少野生動植物種 *Falco peregrinus* (ハヤブサ (注：一部亜種を除く)) に統合された。

表4 国際希少野生動植物種の器官及び加工品の追加（施行令別表第5関係）

科名	器官	加工品
どろがめ科	甲	甲製品

※ 社会通念上需要が生じる可能性があるため、法に基づき種の保存のための措置を講ずる必要があり、かつ、(添付された表示等も含めて) 種を容易に識別することができるものを科ごとに指定している。

表5 今回登録対象個体群を変更する国際希少野生動植物種一覧（施行令別表第7関係）

	科名	種名（学名）	種名（和名）	登録対象個体群
1)	アリゲーター科	<i>Caiman latirostris</i>	(クチビロカイマン)	アルゼンチン及びブラジルの個体群
2)	クロコダイル科	<i>Crocodylus porosus</i>	(イリエワニ)	オーストラリア、インドネシア、マレーシア及び、 <u>パプアニューギニア及びフィリピン</u> のパラワン諸島の個体群

※ 下線、取消し線は今回の変更部分を示す。